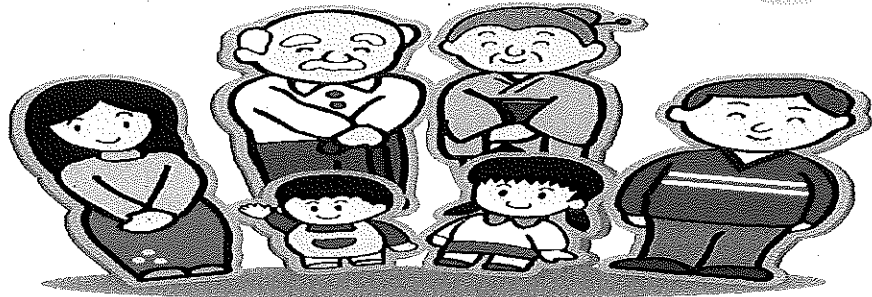


宗像市が、高齢者・障がい者の 安心のために実施します。

回覧

無料法律相談会



- 《相談事項》 ※ 成年後見制度（法定後見・任意後見）
※ 相続（遺産分割）、遺言、財産管理、
葬儀・納骨等の死後事務

★事前予約は不要です。お気軽にお出かけ下さい。

◇日 時 /平成28年9月1日(木)

受付時間10時～15時

◇場 所 /赤間西地区コミュニティ・センター

宗像市三郎丸5丁目2-24 TEL 38-9506

◇主 催 者 /宗像市(地域包括支援センター tel 36-1285)

◇実 施 者 /NPO 法人 高齢者・障害者安心サポートネット

(平成25年度ふくおか共助社会づくり表彰「地域貢献活動部門賞」受賞)

◇相 談 員 /同法人理事・正会員

◇お問合せ先 /安心サポートネット 宗像担当理事 廣塚道治

携帯 080-3963-0736

裏面もご覧ください！

「成年後見制度」とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自分では難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できず契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。このような判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

「法定後見制度」とは

既に、ご本人の判断能力が失われていれば、その程度などによって、後見、保佐、補助の3つに分けて家庭裁判所が選任した成年後見人等が、ご本人を保護・支援します。

「任意後見制度」とは

ご本人の判断能力が十分であるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になったときに備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人に生活、療養看護や財産管理に関する事務について、公証人が作成する公正証書で契約を結んでおくというものです。